

田村市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、田村市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例(令和7年田村市条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(地域住民等の範囲)

第3条 条例第2条第6号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 事業区域が活動範囲に含まれる地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2に規定する地縁による団体その他これに類する団体
- (2) 事業の実施により影響を受けることが懸念される農林業その他の産業を営む者で組織する団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業の実施により影響を受けることが懸念されると市長が認めるもの

(抑制区域)

第4条 条例第9条第3項の規則で定める抑制区域は、次に掲げるものとする。

- (1) 河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項の河川区域及び同法第54条第1項の河川保全区域
- (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域
- (3) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
- (4) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第4号に規定する県立自然公園の区域
- (5) 田村市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成25年田村市条例第14号)第2条第2項に規定する風致地区の区域
- (6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の鳥獣保護区の区域
- (7) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物が所在する区域及びその近接する土地並びに同法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地
- (8) 福島県文化財保護条例(昭和45年福島県条例第43号)第24条第1項に規定する県指定史跡名勝天然記念物が所在する区域及びその近接する土地
- (9) 田村市文化財保護条例(平成17年田村市条例第101号)第25条に規定する市指定史跡名勝天然記念物が所在する区域及びその近接する土地

(事前協議)

第5条 条例第10条第1項の規定による事前協議は、次に掲げる書類を市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 事前協議書(様式第1号)
- (2) 事業者を証明する書類
- (3) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第9条第4項の規定により認定を受けた場合は、その事業計画等の写し

- (4) 位置図
- (5) 事業区域及びその隣接地の公図又は地籍図
- (6) 事業区域の土地の登記事項証明書
- (7) 事業区域調書(権利者一覧表)(様式第2号)
- (8) 現況図(平面図及び縦横断面図)
- (9) 現況写真(事業区域内及びその周辺の状況が分かるもの)
- (10) 土地利用計画図(平面図及び縦横断面図)
- (11) 工作物設計図(平面図、立面図、断面図及び構造図)
- (12) 造成計画図(平面図及び縦横断面図)
- (13) 排水計画図(平面図)
- (14) 資力があることを証する書類(残高証明書、融資証明書、法人の登記事項証明書、納税証明書等)
- (15) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の事前協議が整ったときは、事業者に対し事前協議済書(様式第3号)により通知するものとする。

(事業計画標識の設置)

第6条 条例第11条の規定により事業者が設置する標識は、様式第4号によるものとする。

(説明会の実施)

第7条 条例第12条の規定による説明会は、次に掲げる方法により実施するものとする。

- (1) 公民館、集会所その他の地域住民等が参加しやすい場所で開催すること。
- (2) 多数の参加が見込まれる日時に開催すること。
- (3) 必ず1回以上開催し、地域住民等から開催の要望があった場合は、これに応じること。
- (4) 説明会の開催に要する費用は、全て事業者が負担すること。
- (5) 事業の計画又はその概要を記載した印刷物の配布その他適切な方法により地域住民等に丁寧に説明を行うこと。
- (6) 説明会に出席できなかった地域住民等から求めがあった場合は、個別に説明を行うこと。

(届出)

第8条 条例第13条第1項の規定による届出は、次に掲げる書類を市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 事業届出書(様式第5号)
- (2) 説明会実施状況報告書(様式第6号)
- (3) 同意書(様式第7号)(条例第12条第3項の同意に係るもの)
- (4) 誓約書(様式第8号)
- (5) 第5条第1項各号の書類の内容に変更があった場合は、変更後の当該書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 条例第13条第2項の規定による変更の届出は、事業変更届出書(様式第9号)を市長に提出することにより行うものとする。

3 条例第13条第3項の規定による地位の承継の届出は、事業承継届出書(様式第10号)を市長に提出することにより行うものとする。

(事業終了後の措置)

第9条 条例第14条第1項の規定による届出は、事業終了届出書(様式第11号)を市長に提出することにより行うものとする。

2 市長は、事業者に対し、条例第14条第2項及び第3項に規定する太陽光発電設備の撤去及び廃棄物の処理に充てる費用の積立て等の状況を確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

(適正な維持管理)

第10条 条例第15条に規定する適正な維持管理とは、次に掲げるものをいう。

(1) 安全対策

ア 太陽光発電設備の敷地内に関係者以外の者が容易に立ち入ることができないよう、フェンスの設置等安全対策を取る。ただし、営農型太陽光発電設備において、営農上支障が生じると判断される場合は、フェンスの設置等を省略することができる。

イ 自然災害や事故、機器の故障等が発生した場合、速やかに対応できるよう緊急対応マニュアル等を作成すること。

ウ 通学路等の周辺に太陽光発電設備を設置する場合は、児童等の安全確保に十分配慮した対策を取る。

(2) 保守点検

ア 事業区域の定期的な保守点検、除草及び清掃を行うこと。ただし、周辺環境の影響を考慮し、除草剤、殺虫剤その他の薬品は原則使用しないこと。

イ 太陽光発電設備の設置により周辺環境の影響が認められた場合(事業区域からの雨水等の流出、発電施設からの騒音、振動、パネルの反射光等)は、速やかに改善措置を講ずること。

ウ 調整池、地下浸透施設等が正常に機能するよう管理すること。

(3) 災害発生時の対応

ア 災害その他の事由により太陽光発電設備又は災害防止施設等(溝、土留め等)が破損したときは、事業者は被害を最小限にとどめ、速やかに復旧又は撤去を行うこと。

イ 豪雨の発生、台風の接近等に関しては、太陽光発電設備の敷地から土砂等の流出が発生していないか現場確認に努め、土砂等が流出した場合は速やかに撤去すること。

(標識の設置)

第11条 条例第16条の規定により事業者が設置する標識は、様式第12号によるものとする。ただし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号)第5条第1項第5号の規定による標識を掲げる場合は、この限りでない。

(立入検査)

第12条 条例第18条第2項に規定する証票は、立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書(様式第13号)によるものとする。

(指導、勧告及び命令)

第13条 条例第19条の規定による指導は、指導書(様式第14号)によるものとする。

2 条例第20条の規定による勧告は、勧告書(様式第15号)によるものとする。

3 条例第21条の規定による命令は、命令書(様式第16号)によるものとする。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。